

三島市耐震改修促進計画（案）



平成28年4月

三島市

目 次

はじめに

- 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - (1) 想定される地震の規模・想定される被害の状況
 - (2) 耐震化の現状と目標の設定
 - (3) 市が所有する公共建築物の耐震化の目標設定

- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - (1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針
 - (2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策
 - (3) 安心して耐震改修を行うことのできる環境の整備
 - (4) 地震時の総合的な安全対策
 - (5) 優先的に着手すべき建築物等の設定

- 3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
 - (1) ハザードマップ等の作成・公表
 - (2) 相談体制の整備・情報の充実
 - (3) パンフレットの作成、講習会の開催等
 - (4) リフォームに併せた耐震改修の誘導
 - (5) 地域住民等(町内会等)との連携による啓発活動
 - (6) ワークショップによる啓発活動
 - (7) ダイレクトメール、戸別訪問の実施

- 4 所管行政庁(県)との連携に関する事項

- 5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
 - (1) 建築関係団体との連携
 - (2) その他

資料編

三島市耐震改修促進計画

● はじめに

平成 7 年 1 月 17 日の「阪神・淡路大震災」では、6,434 人の尊い人命が奪われた。地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、このうちの約 9 割にあたる 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。

この教訓を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)」(以下、「耐震改修促進法」という。)が平成 7 年に制定された。

平成 16 年 10 月の「新潟県中越地震」、平成 17 年 3 月の「福岡県西方沖地震」、平成 23 年 3 月の「東日本大震災」など、近年、大地震が頻発しており、大地震がいつ、どこで発生してもおかしくない状況にある。また、東海地震、東南海、南海地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定される。

こうした被害想定状況を踏まえ、「建築物の耐震化緊急対策方針」(平成 17 年 9 月)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、地震防災戦略(平成 17 年 3 月)においても、今後 10 年間に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標が定められたことから、計画的な耐震化の推進、建築物に対する指導等を強化するため、平成 18 年 1 月に耐震改修促進法を改正し、平成 25 年 11 月の改正では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものなどについて、耐震診断を行い報告することを義務付けた。

また、国土交通大臣は、耐震改修促進法第 4 条の基本方針で国、地方公共団体、所有者等の役割分担、公共建築物の耐震化の促進等を定めている。

本計画は、耐震改修促進法第 6 条第 1 項に基づき、三島市として予想される大地震に対する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることを目的に計画を策定するものである。

- 想定される地震の規模、想定される被害の状況(静岡県第4次地震被害想定より)
 - 地震の規模 マグニチュード 8.2 (三島市において被害が最大となる「元禄型関東地震・レベル2」の地震の規模を想定)
 - 市内の死者数 20名(うち建物被害による死者10名)
 - 市内の被害を受ける建築物 7,900棟
 - 耐震化の現状(平成27年3月末現在)と目標の設定(平成32年度末を目標)

	現 状	目 標
○住宅	85.9%	95%
○不特定多数の者が利用する特定既存不適格建築物 ^{※1}	92.5%	95%
・公共建築物と災害時の拠点となる建築物の耐震化率の目標	・・・100%	
・民間建築物の耐震化率の目標	・・・90%	
 - 市が所有する公共建築物^{※2}の耐震化の現状(平成26年4月現在)

	現 状
○市が所有する公共建築物の耐震化率	100%
- ※1 特定既存不適格建築物とは「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第14条で用途と規模が定められた建築物
- ※2 階数が2以上又は延べ面積が200㎡以上の建築物

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 想定される地震の規模・想定される被害の状況

- ・地震の規模はマグニチュード8.2を想定。(県が平成25年6月に発表した第4次地震被害想定で三島市において被害が最大となる「元禄型関東地震・レベル2」の地震の規模を想定)
- ・人的被害、建物被害は表1-1のとおりであり、死者数は「冬・深夜」が一番多く約20名と予想され、このうち、建物の倒壊による死者数は約10名と予想され、死者数の約50%を占めている。
- ・建物被害は被害全体棟数が約7,900棟で「揺れ・液状化による被害」は、全壊約1,500棟、半壊約5,200棟と予想され、被害原因全体の84.8%を占めている。

表 1-1 元禄型関東地震被害想定[第 4 次被害想定]

(人的被害)

	建物倒壊		山崖崩れ	火災	ブロック塀 の転倒、屋 外落下物	合計
		うち屋内収 容物移動・ 転倒・屋内 落下物				
死者数	約 10	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	約 20
重傷者数	約 200	約 20	5 未満	5 未満	5 未満	約 200
軽傷者数	約 800	約 100	5 未満	5 未満	5 未満	約 800

(建物被害：棟)

	揺れ	液状化	人工造成地	山崖崩れ	火災	合計
全壊・焼失棟数	約 1,400	約 100	5 未満	約 10	約 1,200	約 2,700
半壊棟数	約 4,700	約 500	約 10	約 30	—	約 5,200

(2) 耐震化の現状と目標の設定

①住宅

- ・平成 27 年 3 月末現在、市内の住宅 45,720 戸のうち、耐震性のある住宅は 39,262 戸で耐震化率は 85.9%である。(表 1-2)
- ・地震による人的被害を半減させるためには、減災効果の大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、「静岡県耐震改修促進計画」を踏まえ、住宅の耐震化率を 5 年後(平成 32 年度末)には 95%とすることを目標とする。
- ・県は平成 25 年に津波対策をはじめ、建物被害、火災、山・がけ崩れ等に対する主要な行動目標を定めた「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」を策定している。
- ・市は平成 25 年に地震対策及び減災目標を定めて「三島市地震対策アクションプログラム 2013」を策定している。

※参考

- ・住宅の耐震化率は、平成 25 年住宅・土地統計調査を基に、市が独自に算定したものである。

表 1-2 建て方・年代別住宅数（単位：戸）

区分	昭和 56 年 以降の住 宅 ①	昭和 55 年 以前の住宅		住宅数 ④ (①+②)	耐震性有 住宅数 (H27 年 3 月 末) ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (H27 年 3 月 末) ⑥ (⑤/④)	耐震化率の目標 (平成 32 年度 末)
		②	耐震性有 ③				
木造	17,827	8,503	2,303	26,330	20,130	76.5%	—
非木造	17,974	1,416	1,158	19,390	19,132	98.7%	—
合計	35,801	9,919	3,461	45,720	39,262	85.9%	95%

ア 住宅の耐震化の現状

- ・平成 25 年までに耐震改修した住宅(持ち家)の戸数は 2,690 戸であった。

表 1-3 住宅(持ち家)の耐震改修状況 [H20・25 住宅・土地統計調査]（単位：戸）

	～H20	H21～25	計
木造住宅	1,460	940	2,400
非木造住宅	210	80	290
合計	1,670	1,020	2,690

イ プロジェクト「TOUKAI-0」事業による耐震診断等の実績

- ・プロジェクト「TOUKAI-0」事業による耐震診断、耐震補強工事の実績は、表 1-4 のとおりである。

表 1-4 プロジェクト「TOUKAI-0」事業の実績（単位：件）

事業名	～H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
わが家の専門家診断事業	1,331	68	50	73	77	47	29		1,675
既存建築物耐震診断事業	265	44	77	51	62	58	45		602
木造住宅耐震補強助成事業	189	35	74	34	45	39	28		444
ブロック塀等耐震化促進事業	154	21	20	14	11	15	9		244

②不特定多数の者が利用する特定既存不適格建築物等

- ・耐震改修促進法で定める特定既存不適格建築物の実態調査結果によると、法第14条第1号に規定する建築物の耐震化率は92.5%である。
- ・特定既存不適格建築物の耐震化の状況は別に示す(資料編:1 特定既存不適格建築物の耐震化の現状参照)とおりであり、昭和56年5月以前に建築された116棟のうち、耐震診断実施済みのものは96棟で耐震診断実施率は82.8%である。耐震診断の結果「耐震性無」と診断された特定既存不適格建築物は62棟で、このうち、耐震改修実施済みのものは53棟、未改修のものは9棟である。
- ・地震による経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きな特定既存不適格建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があり、「静岡県耐震改修促進計画」を踏まえ、多数の者が利用する特定既存不適格建築物の耐震化率を5年後(平成32年度末)には95%とすることを目標とする。
- ・表1-5のとおり、特定既存不適格建築物のうち、公共建築物と災害時の拠点となる建築物については耐震化率100%、民間建築物については90%を目標とし、特定既存不適格建築物を「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定の多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごとに耐震化の目標も設定する。
- ・平成25年の法改正により耐震診断が義務付けとなった建築物(法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物(以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。))については、耐震性が確保されている。(表1-6)

表 1-5 特定既存不適格建築物（耐震改修促進法第 14 条第 1 号に限る）の耐震化の現状及び耐震化の目標（単位：棟、%）（平成 27 年 3 月末現在）

特定既存不適格建築物		昭和 38 年 9 月以降の建築物	昭和 38 年 5 月以前の建築物	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有建築物数 ④	耐震化率(平成 26 年度末) (④/③)	耐震化率の目標(平成 28 年度末)	
用途		①	②	③	④	(④/③)		
災害時の拠点となる建築物	市役所、警察署、消防署、学校、病院等		77	49	126	122	96.8%	100%
		公共建築物	36	39	75	75	100%	100%
		民間建築物	41	10	51	47	92.2%	100%
不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等		23	11	34	29	85.3%	95%
		公共建築物	4	0	4	4	100%	100%
		民間建築物	19	11	30	25	83.3%	90%
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿、事務所、工場等		158	56	214	195	91.1%	95%
		公共建築物	28	22	50	50	100%	100%
		民間建築物	130	34	164	145	88.4%	90%
合計			258	116	374	346	92.5%	95%
	公共建築物		68	61	129	129	100%	100%
	民間建築物		190	55	245	217	88.6%	90%

※国の耐震化率の算定方法に準じて推計

表 1-6 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状

区分	耐震診断義務付け対象建築物		
		耐震性有	耐震性無
公共建築物	11	11	0
民間建築物	1	1	0
合計	12	12	0

(3) 市が所有する公共建築物の耐震化の現状

- ・平成 26 年 4 月 1 日現在、市有建築物（200 m²以上の建築物と災害時の拠点となる主要な施設）の耐震化率は 100%となっている。

表 1-7 市有建築物^{※1}の耐震性能（平成 26 年 4 月 1 日現在）

建築物の用途	耐震性能を表すランク				未診断	計 (棟数)
	I		II	III		
	I a	I b				
(1) 学校(小・中学校)、幼稚園、保育園	104	17	0	0	0	121
(2) 災害時の拠点となる建築物	38	8	2	0	0	48
(3) 不特定多数の方が利用する建築物	17	1	0	0	0	18
(4) その他の建築物	20	40	0	0	0	60
棟数	179	66	2	0	0	247
	245					
耐震化率	72.5%	26.7%	0.8%	0%	0%	100%
	99.2%					
	100%					

※1 階数が 2 以上又は延べ面積が 200 m²以上の建築物

※2 耐震性能を表すランク (I ~ III) の内容については資料編を参照のこと。

※3 建築基準法上で耐震性能を有するとされる建築物は「ランク I」と「ランク II」

●耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。市は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じる。

●耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

ア プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業等

イ 住宅ローンの優遇制度

ウ 耐震改修促進税制

●安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

ア 専門技術者の養成・紹介体制の整備

イ 専門家・技術者向け、市民向けの講習会の開催

●地震時の総合的な安全対策

ア 建築物以外の事前対策

イ 地震発生時の対応

●優先的に着手すべき建築物等の設定

ア 三島市として建築物の耐震化を優先的に着手すべき建築物

イ 重点的に耐震化すべき地域の設定

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項**(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針**

- ・建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。市はこうした所有者等の取組みを出来る限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境整備や、負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な方針とする。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

- ・市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制(耐震改修促進税制、住宅ローン減税)を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていく。
- ア プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業等
 - ・建築物の所有者等の耐震化に要する費用負担の軽減を図り、耐震化を促進するため、表 2-1 のとおり、耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備に努めている。
- ・耐震化率の目標を達成するために新たな補助制度等の構築を検討する。

表 2-1 補助制度の概要

(平成 28 年 4 月現在)

区分		【事業名】概要	対象建築物	補助率		
				国	県	市
木造住宅	耐震診断	【わが家の専門家診断事業】 市が行う専門家による無料の耐震診断	昭和 56 年 5 月以前	1/2	3/8	1/8
	補強計画	【既存建築物耐震診断事業】 木造住宅の所有者が行う補強計画の策定に対する助成 高齢者等の居住世帯は割増助成	昭和 56 年 5 月以前	1/3 (1/3)	1/6 (1/3)	1/2 (1/3)
	耐震診断 ＋ 補強計画	【木造住宅補強計画策定事業】 市が行う専門家による無料の耐震診断及び補強計画の策定	昭和 56 年 5 月以前	1/2	1/4	1/4
	補強工事	【木造住宅耐震補強助成事業】 木造住宅の所有者が行う耐震補強工事に対する助成 高齢者等の居住世帯は割増助成	昭和 56 年 5 月以前 耐震評点 1.0 未満を 1.0 以上に (0.3 ポイント以上向上)	10 万円	30 万円	10 万円
				5 万円	10 万円	5 万円
建築物等	耐震診断	【既存建築物耐震診断事業】 建築物の所有者が行う耐震診断に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	1/3	1/6	1/6
	耐震改修	【特定建築物耐震補強助成事業】 一定の規模以上の建築物の所有者等が行う耐震補強工事に対する助成	昭和 56 年 5 月以前 DID 地区内等で一定の規模・用途に限る	1/3	1/6	1/6
		【緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業】 緊急輸送道路沿道に建つ一定の規模以上の建築物所有者等が行う耐震補強工事に対する助成	昭和 56 年 5 月以前 本計画に位置付けた緊急輸送道路沿いに限る	1/3	1/6	1/6
ブロック塀等	撤去	【ブロック塀等撤去事業】 ブロック塀等を撤去しようとする所有者等に対する助成	危険なブロック塀	1/4	1/2	1/4
	改善	【ブロック塀等改善事業】 ブロック塀等を改善しようとする所有者等に対する助成	避難地、避難路及び緊急輸送路に面する危険なブロック塀	1/4	1/2	1/4
住宅	移転	【がけ地近接等危険住宅移転事業】 危険住宅の所有者に対し移転に要する費用を助成	災害危険区域内等の危険住宅	1/2	1/4	1/4

※ () は高齢者のみの世帯の負担割合

イ 住宅ローンの優遇制度

- ・ 県と県内金融機関は、平成 18 年度に「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るため協定を締結し、金融機関は住宅ローンの優遇措置を創設した。
- ・ 優遇措置の内容は、県内の昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅で、耐震評点が 1.0 未満のものを建替える者等は、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置を受けられる制度である。
- ・ 市は、当該制度の対象となる所有者等に対し制度を啓発するものとする。

ウ 耐震改修促進税制

- ・ 建築物の所有者等の耐震改修に要する費用負担の軽減を図り、耐震改修を促進するため、国は耐震改修に係る税の優遇措置を講じている。

表 2-2 耐震改修促進税制の概要

(住宅)

	所得税	固定資産税
概要	耐震補強工事費の 10% 最大 25 万円が所得税から控除	翌年度の固定資産税が半額 (1 戸当たり 120 m ² 相当分まで)
特例期間	平成 29 年 12 月 31 日までに耐震補強を実施	平成 27 年 12 月 31 日までに耐震補強が完了 (3 年延長を予定)

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

ア 専門技術者の養成と相談体制の整備

- ・ 県は建築士等を対象とした講習会を開催し、「わが家の専門家診断事業（木造住宅の耐震診断・相談）」を行う専門家「静岡県耐震診断補強相談士」を養成し、登録している。
- ・ 平成 22 年度には「わが家の専門家診断」を受信した市民に対して、診断結果の報告の際に、安心して補強工事を行うことができるよう、耐震補強の方法や事例、補助制度や今後の手続き等について、分かりやすく丁寧な説明を行っている。
- ・ 「静岡県耐震診断補強相談士」の登録者の名簿を窓口配備し、住民の閲覧に供する。

イ 住まいの耐震相談支援事業

- ・ 市民のための耐震相談受付、ホームページでの相談窓口開設及びメール等での対応、電話耐震相談窓口開設及び受付等を実施する。また、総合防災訓練等の機会をとらえ、臨時の相談窓口を設置して市民からの耐震診断・耐震補強の相談を受け、住まいの耐震相談を実施する。

(4) 地震時の総合的な安全対策

ア 建築物以外の事前対策

- ・東日本大震災における被害を踏まえ、ブロック塀等の安全対策やガラス・特定天井の落下防止対策及び家具の転倒防止対策等の必要性が改めて指摘されている。このため市は県と連携し、被害の発生の恐れがある建築物を把握するとともに、建築物等の所有者に対して必要な対策を講ずるよう指導する。
- ・度重なるエレベーター事故の発生や東日本大震災における被害等を踏まえ、平成 21 年 9 月に建築基準法が改正され、地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策として、戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置の設置が義務付けられている。

イ 地震発生時の対応

- ・地震により建築物や宅地等が被害を受け、早急に余震等による被災建築物等の倒壊等から生ずる二次災害を防止する応急危険度判定の実施が必要と判断される場合は、県及び市は判定に係る実施本部等を設置し、全国に対し不足する応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。
- ・被災建築物の残存耐震性能を把握し、継続使用するためにどのような補修・補強をしたら良いか専門家が詳細に調べて判定を行う被災区分判定により、補修することにより継続使用が可能な建築物等については、「震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針」((財)日本建築防災協会)及び平成 18 年度に策定した「木造住宅の応急修理マニュアル」(静岡県)をもとに被災建築物の応急復旧を行う。

(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定

ア 市として建築物の耐震化を優先的に着手すべき建築物

- ・木造住宅
- ・地震が発生した場合において、医療活動の中心となる病院及び診療所、その他、防災上特に重要な既存建築物
- ・耐震改修促進法に定める特定既存不適格建築物

イ 重点的に耐震化すべき区域等の設定

- ・地震対策推進条例第 15 条第 4 項で定める緊急輸送路、避難路等の沿道

- 防災マップ等の公表及び啓発
- 相談体制の整備・情報の充実
- パンフレットの作成、講習会の開催等
- リフォームに併せた耐震改修の誘導
- 地域住民等(町内会等)との連携による啓発活動
- ワークショップによる啓発活動
- ダイレクトメール、戸別訪問の実施

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 防災マップ等の公表及び啓発

- ・県は、第4次地震被害想定に関する情報を「ハザードマップ（加速度分布、震度分布図、液状化危険度図、津波浸水域図等）」として県のホームページで「静岡県地図情報システム」（<http://www.gis.pref.shizuoka.jp/>）により公開している。
- ・市は平成25年度に揺れやすさ、地域の危険度、液状化危険度等を掲載した「三島市地震防災マップ」（第4次地震被害想定を反映）を作成し、市のホームページ（<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn015664.html>）により公開している。
- ・「三島市地震防災マップ」は平成25年度に市内各世帯に配布し、今後も、この地震防災マップを活用し、市民への周知に務めていく。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

- ・県は、建築相談窓口を本庁（くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課）、各土木事務所（建築担当課）、地震防災センター及び各地域危機管理局等に設置している。
- ・県のホームページ「耐震ナビ」（<http://www.taishinnavi.pref.shizuoka.jp>）において、建築物の耐震化に必要な情報を公開している。「耐震ナビ」では、想定される地震や各種補助制度について、設計者や施工者だけでなく、県民にもわかりやすく解説している。
- ・庁内の相談体制は、都市整備部建築住宅課及び企画戦略部危機管理課で定期的に地震対策に関する各種の相談に応じるほか、各種イベント時に臨時的な相談窓口を設置している。さらに、市のホームページ（<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn002496.html>）では、「建物・ブロック塀の地震対策」として耐震診断・耐震改修等の情報を公開している。
- ・消費生活関係については、企画戦略部市民相談室の窓口で対応している。

(3) パンフレットの作成、講習会の開催等

- ・県は一般向けに耐震補強の流れを説明したパンフレット『『自分の命は自分で守る』今こそ耐震補強を！』や耐震補強を具体的に検討している木造住宅の所有者向けの

「木造住宅耐震リフォーム事例集」などを作成している。

- ・市は、地震対策啓発用パンフレットを作成し、県が作成したパンフレットと併せて市民への地震対策に関する啓発に活用している。
- ・「建築物防災週間」及び「地震防災強化月間」等の各種行事やイベントの機会に、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図る。

(4) リフォームに併せた耐震改修の誘導

- ・住宅の耐震化に繋げていくため、リフォーム工事と併せた耐震改修を誘導していく。

(5) 地域住民等(町内会等)との連携による啓発活動

- ・地震対策の基本は、「自らの命は自ら守る」であるとともに、「自らの地域はみなで守る」ことであり、町内会単位で地震についての対策を講じることは重要である。
- ・市内では、143ある自治会の全てに自主防災組織が組織されており、市と連携した活動を継続的に行っている。
- ・全自主防災会の役員等に対して、市職員と「防災指導員」による災害に対する備えとしてリーダー研修会を実施、希望する自主防災会に対し出前講座、家具の固定パネルの貸出し等を実施している。
- ・自主防災会の機材充実のため、自主防災会に対して防災資機材等の購入に際し、購入額の一部を補助する制度も実施している。

(6) ワークショップによる啓発活動

- ・常葉大学と連携して、平成22年度から、「地域ぐるみで進める住宅の耐震化」をテーマに、住宅の耐震化に対する住民意識の向上を図ることを目的とした、ワークショップを開催している。今後もこの取組みを継続していきたい。

(7) ダイレクトメール、戸別訪問の実施

- ・県と連携して、「わが家の専門家診断」の受診を促進させ、耐震補強工事へ誘導していくため、耐震診断未実施の住宅に対して、ダイレクトメールを実施し、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると評価された住宅には、戸別訪問を実施している。これらを実施することで、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や助成制度について普及啓発を図る。

4 所管行政庁(県)との連携に関する事項

- ・「静岡県建築行政連絡会議」内に設置した「耐震改修部会」を活用して、「耐震改修促進法」に基づく耐震改修計画の認定事務の円滑化及び平準化に務めるとともに、既存建築物の地震対策について意見交換及び情報交換に務め、県と連携を図りながら既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する。

5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 建築関係団体との連携

- ・平成15年度にプロジェクト「TOKAI-0」の啓発、推進及び既存木造住宅等の耐震性能

の向上により県民の生命、財産の保護を図ることを目的に県内の民間建築団体による「静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会（旧静岡県木造住宅耐震化推進協議会）」が設立した。

- ・市内では民間建築団体による「三島市木造住宅耐震補強推進協議会」（以下「協議会」という。）が平成 18 年度に設立された。
- ・協議会の目的は、市内に建築された木造住宅等の耐震診断及び耐震補強が円滑に実施できるようにするため、所属する会員の連携の下に普及啓発活動を通し、既存建築物の耐震性の向上の必要性を広めるとともに、市民が安心して業務を委託できる環境の整備及び確実な耐震補強工事等の推進を図り、市民の地震に対する安全性の向上に貢献することを目的としている。
- ・協議会は、速やかに対応できる相談体制を整えており、耐震相談会やイベント等に参加し、住宅の耐震化の啓発を行っている。市民にとって安心して補強工事に取り組むための環境を支援してくれることから、この協議会と連携を図っていく。

(2) その他

- ・本計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とする。また、耐震改修促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別に定める。
- ・本計画は必要に応じて改訂を行う。

附 則

この計画は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。